



## 「限度額適用認定証申請セット」で 申請がスムーズに

**便利!**



### 限度額適用認定証とは

医療費が高額になりそうなときは、事前に限度額適用認定証の交付を受けて、病院の窓口  
に提示すると医療費を自己負担限度額までに抑えることができます。

※自己負担限度額は所得区分によって異なります。

なお、限度額適用認定証を提示しなかった場合は、高額療養費の申請によって後日(受診月からおよそ4か月後)払い戻しを受ける  
ことができます。



### ここが便利

1

申請に必要なものが  
すべてそろう

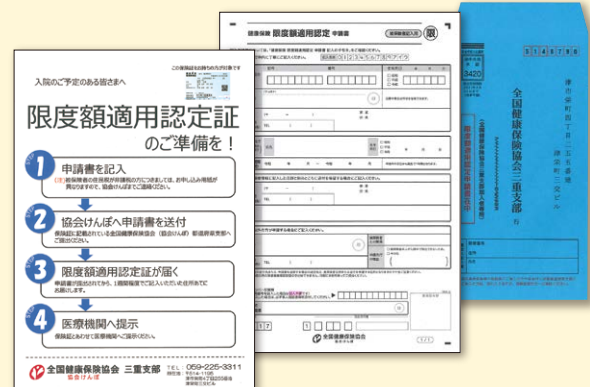
2

簡単4STEPの  
わかりやすい説明つき

3

切手不要の返信用封筒で  
すぐ提出できる

### 「限度額適用認定証 申請セット」



下の依頼書によりFAXで依頼できます。

### 「限度額適用認定証 申請セット」送付依頼書

右をご記入の上

全国健康保険協会三重支部

059-225-3366へFAX

必要部数 \_\_\_\_\_ 部

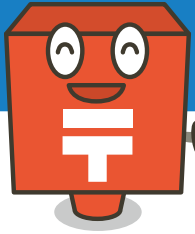
ご連絡先 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

※下記は、宛名ラベルとして使用させていただきます

所在地	□□□□-□□□□
名称	_____
担当者名	_____

お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311



# 郵送による申請書提出のお願い



協会けんぽ三重支部において、窓口業務職員は常駐いたしておりません。  
各種申請書につきましては、郵送によるお手続きをご利用ください。  
また、ご相談等につきましても、お電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

あて先は「〒514-1195 協会けんぽ三重支部」のみで届きます。

(津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル)



## 申請書はホームページから印刷することができます



### ホームページから印刷する方法



全国健康保険協会のホームページへアクセス

協会けんぽ



ホーム左上にある「申請書ダウンロード」一覧より申請書を選択  
**表示**をクリック



すべて手書きの場合は「手書き用申請書」を印刷



PC入力する場合は「入力用申請書」に入力したあとで印刷

### 申請書はパソコンで作成することができます

入力できるPDFファイルをホームページからダウンロードし、届書・申請書をパソコンで作成することができます。



### ネットプリントもご利用いただけます

コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用することで、即時に申請書等入手することができます。  
(1枚あたり20円のプリント料金がかかります)



## こんなとき どうする?

### 出産をしたとき

出産育児一時金として1児につき42万円が支給されます(産科医療補償制度の対象外の出産は40.4万円)。

協会けんぽから医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)をご利用ください。

#### お手続き方法

- 1 出産する医療機関等で直接支払制度利用の手続きをしてください。
- 2 **① 出産費用が出産育児一時金を上回る場合**  
↳ 上回った費用のみ、医療機関等へお支払いください。  
**② 出産費用が出産育児一時金を下回る場合**  
↳ 出産後3か月ほどで協会けんぽから**差額支給分の申請書**をお送りしますので、郵送にて提出してください。

#### 被保険者がご記入ください



お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311  
送付先 「514-1195 協会けんぽ三重支部」のみで届きます(住所は省略できます)。